

100%から80%の部分保証へ

# 「責任共有制度」で 信用保証付き融資は どう変わる?

金融機関の融資に対して100%の保証をしていた信用保証制度が、この10月から「責任共有制度」となっており、80%の部分保証になりました。制度の概要を解説し、企業のとるべき対策を探ります。



税理士

蛭田 昭史

## 「責任共有制度」の概要と 導入の背景

中小企業のなかには、決算の内容がよくない、保有資産が担保として弱い、保証人がいない、創業したばかりであるといった理由により、金融機関から融資が受けられない企業もあります。

信用力・担保力の乏しい中小企業に金融機関が安心して融資できるように、信用保証協会（以下、保証協会）が、そうした企業のいわば「保証人」となって信用を保証します。そして万一、企業の返済が滞ってしまった場合は、保証協会が代わりに返済（代位弁済）をするのです。

保証協会とは、中小企業が金融機関から資金調達を円滑に行なうことができるように設立された公的機関です。全国で五二の保証協会があり、保証協会の保証付き融資（以下、信用保証付き融資）はすでに多くの企業で利用されています。

いままで、信用保証付き融資は一部を除いて、債務者の借入金額を保証協会が一〇〇%保証していました。つまり、万一返済が滞っ

た場合は、保証協会が融資をした金融機関に対して全額を代位弁済していました。

この一〇〇%の保証が平成19年10月1日から変更され、一部を除き、保証協会の保証割合が八〇%に減少し、金融機関の負担割合が二〇%となります（図表1）。保証協会と金融機関とで融資責任を共有することから「責任共有制度」と名づけられています。

この責任共有制度が導入された背景としては、まず保証協会の代位弁済の増加により、国庫負担が限界に近づいたことが挙げられます。また、融資時の金融機関の審査に慎重さを求め、金融機関と保証協会の適切な責任分担を図ることも目的とされています。

さらに、両者が連携して企業の事業意欲を継続的に把握し、融資やその後の経営支援・再生支援などを行なうことを目指すためともいわれています。

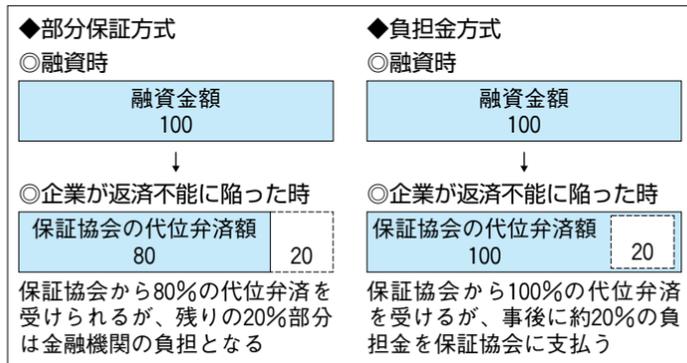
この責任共有制度が適用されるのは、平成19年10月1日以後に、保証協会が保証申込みを承諾したもののからとなります。平成19年9月までに保証の承諾を受けた融資については、仮に10月1日以後に融資が実行されても、責任共有制

図表1 信用保証付き融資はどう変わるのか

		従来	平成19年 10月1日以後
企業が返済不能に陥ったとき	保証協会	100%保証	80%保証
	金融機関	負担なし	20%負担
企業の保証料率		0.50~2.20%	0.45~1.90%
保証限度額（一般資金の場合）		8,000万円（無担保の場合）	
利用可能な企業の要件	製造業・建設業・運送業	3億円以下・300人以下	
	卸売業	1億円以下・100人以下	
	小売業	5,000万円以下・50人以下	
	サービス業	5,000万円以下・100人以下	

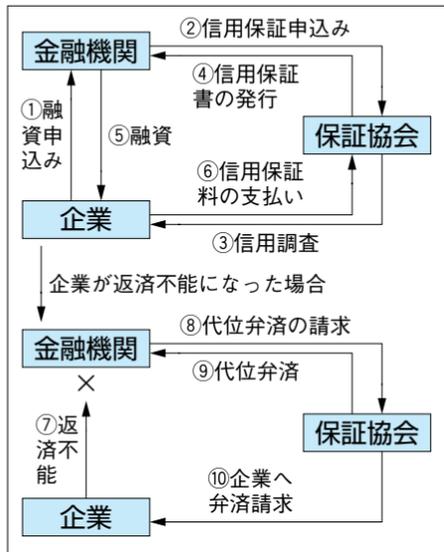
度の対象にはなりません。現在返済中の債務、または一括返済の期限が来ていない債務も、責任共有制度の対象とはなりません。  
なお、責任共有制度の導入後も、事業用の一般資金の保証限度額や利用可能な企業の要件に変更はありません。  
責任共有制度の導入後、金融機関の負担となる二〇%部分の取扱方法については、「部分保証方式」と「負担金方式」の二種類があります（図表2）。

図表2 責任共有制度導入後の保証イメージ



部分保証方式とは、融資金額の八〇%を保証協会が保証（割合保証）する方式です。債務者が返済不能に陥った場合、八〇%は保証協会が代位弁済します。  
負担金方式とは、金融機関の過去の保証協会の利用実績（代位弁済率など）に応じて、一定の負担金（個別融資金額の約二〇%）を事後的に保証協会に納付することにより、保証協会の一〇〇%の保証を受けられる方式です。  
金融機関は、ことし10月以後、信用保証付き融資について、「部

図表3 信用保証申込みの流れ（金融機関経由の場合）



多くの場合、金融機関を経由する方法が一般的で、金融機関を経由する手続きの流れは、図表3のようになります。  
誤解のないように付け加えておくと、保証協会が代位弁済をした

分保証方式」と「負担金方式」のどちらかを選択することになります。融資を受ける企業がどちらかを選択するわけではありません。  
**信用保証付き融資の申込みや保証料**  
中小企業が信用保証を申し込む方法は、融資を受ける金融機関を経由する方法と、保証協会あるいは申込受付機関（自治体や商工会議所、中小企業団体中央会など）に直接申し込む方法があります。

場合は、金融機関に代わって保証協会が企業に対して返済（弁済）を求めてきます。  
融資を受ける企業は、保証協会の保証を受けるにあたって信用保証料を支払います。信用保証料の額を算出するための信用保証料率は、責任共有制度の導入とともに引き下げられています。  
平成19年9月までは、信用保証料率は企業の経営状況に応じて、年〇・五〇〜二・二〇%の範囲で九段階に分かれていました。責任共有制度導入後の保証料率は、それ以前と比べて低率となり、年〇・四五〜一・九〇%の範囲で九段階に分かれています（次ページ図表4）。  
信用保証料率は、各企業の財務内容や返済能力、経営計画などを総合的に判断して、保証協会が決定します。  
信用保証料率が  
○・一%割引される制度もありま  
す。割引が適用さ  
れるのは、  
①「中小企業の会計に関する指針」のすべての

図表4 信用保証料率の引下げ (平成19年10月1日現在)

(1) 平成19年9月までの信用保証料率(無担保の場合) 単位: % (年率)									
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(経営安定関連保険の特定中小企業者1~6号...年0.87%)									
(2) 平成19年10月からの信用保証料率(無担保の場合) 単位: % (年率)									
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(経営安定関連保険の特定中小企業者7、8号...年0.80%)									

項目について財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士が適用状況を確認した書類を提出した場合  
 ② 会計参与を設置している場合  
 ③ 公認会計士または監査法人の監査を受けており、監査報告書を提出した場合  
 のいずれかに該当する場合は、以上の信用保証料率に基づいて、信用保証料が計算により求め

られます。信用保証料は、満期一括返済の場合と均等分割返済の場合で異なります(図表5)。

**小口零細企業保証制度は100%保証が継続**

責任共有制度の導入の影響は、零細企業など、信用力や担保力が小さい企業ほど大きいと考えられます。そこで、零細企業への影響を考えて、平成19年10月より、保証協会の100%保証が受けられる「小口零細企業保証制度」が設立されました(図表6)。

この制度を利用できるのは、従業員20人以下(卸・小売・サービス業の場合は従業員五人以下)の企業です。保証限度額は、二五〇万円です。

ただし、利用中の信用保証付き融資残高との合計で一、二五〇万円以内の範囲までの新規融資となるので、すでに信用保証付き融資残高が一、二五〇万円以上の企業は利用できません。  
 円滑な融資の観点から、小口零細企業保証制度のほかにも、当面の間、責任共有制度の対象外(つまり、100%保証)となる保証制度があります(図表7)。

図表5 信用保証料の計算

返済方法	信用保証料
満期一括返済	保証金額×信用保証料率×保証期間(月数)÷12
均等分割返済	保証金額×信用保証料率×保証期間(月数)÷12×分割係数(下記)
分割返済回数	分割係数
6回以下	0.7
7回以上12回以下	0.65
13回以上24回以下	0.6
25回以上	0.55

これらの融資が利用できる場合、金融機関はこれらの利用を勧めてくるでしょう。

**中小企業が被る影響と対応策**

融資を行なう金融機関は、負担割合が〇%から二〇%に増えるため、いままでは以上に融資先である企業の業績や返済可能性などについて厳しく審査してきます。

業績のよくない企業、創業したばかりの企業など、いわゆる信用力の低い企業に対して、金融機関は融資に二の足を踏む状況になるでしょう。

金融機関としては資金需要が高まる12月まで様子を見て、年末から、その姿勢を明確にしていくと思われま

図表6 小口零細企業保証制度

利用対象者	従業員数20人以下(小売・卸・サービス業は従業員数5人以下)
保証限度額	1,250万円(利用中の信用保証付き融資の残高との合計で、1,250万円までの新規の保証)
企業の保証料率	図表4(1)と同様
保証協会の保証率	100%

資金調達について企業の二極化が進むので、借りる側の企業としては勝ち組に入りたいものです。そのためには、よく言われることですが、融資を受けたいときに融資が受けられる企業体質を確立すること、言い換えれば金融機関が安心して融資できる企業体質を確立し、金融機関との友好な関係を醸成しておくべきでしょう。

金融機関が融資の審査を行なう際は、過去二〜三年の決算書の実績値をコンピュータに入力すること、自動的に金利、融資可能額、返済期間などの融資条件が判定されます。

したがって、企業がまず行なうべきこととして、各種経営指標の評価が高くなるように意識した決

図表7 責任共有制度の対象外となる保証

- ◎**経営安定関連保険（セーフティネット）にかかる保証**  
中小企業信用保険法第2条第4項第1～6号に規定する特定中小企業者に該当するとして、市町村の認定を受けた者を対象に行なわれる信用保証。  
1号：連鎖倒産防止  
2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限  
3号：突発的災害（事故等）  
4号：突発的災害（自然災害等）  
5号：業況の悪化している業種（全国的）  
6号：取引金融機関の破綻
- ◎**創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証**  
これから創業する者、創業後5年未満の中小企業を対象に行なわれる信用保証。 など  
→これらの信用保証率は図表4（1）と同様

◎**資金繰りのポイント**  
黒字か赤字かだけでなく、資金が回っているか、返済余力はあるか、など、資金繰りについて重要で、黒字でも売掛金が膨大な金額になっているようでは、短期的な資金繰りは追いついていない証拠です。キャッシュフロー計算書や資金繰り実績表を作成し、吟味しましょう。

◎**金融機関との関係をよくするコツ**  
企業の業績を上げ、前述のような決算書作成のポイントを意識する一方、金融機関との関係をよくしておくのもポイントです。その方法の一つとして、事業計画を作成するのはもちろん、結果についても報告しておくのがよいでしょう。決算期ごとに決算報告を行ない、なぜこの決算結果になったのか自社なりのコメントをつけて報告します。それと同時に、来期についての業績見込みや事業計画も併せて報告します。  
業績見込みや事業計画は、数字を羅列するだけではなく、計画の根拠や、その計画を行なううえで、どのような事業活動を行なうかのコメントもつけるとよいでしょう。

◎**金融機関も同じです。したがって、常日頃から自社の信用性を高める努力をし、自社の状況、事業の見通しを冷静に説明できるようにすることが必要です。**

算書、金融機関が安心して融資を実行できる決算書を作成することが第一に挙げられます。  
これは、決して粉飾をするという意味ではありません。経営指標の数値をよく意識して決算書を作成するということです。  
筆者は税理士です。様々な企業の決算書を拝見しますが、とても残念なつくりになっていて、決算書もありません。税務署を意識するあまりに税務会計に振り過ぎていて、金融機関を意識していない決算書がとて多いのです。金融機関が決算書のどこをみているか、簡単にポイントを述べてみます。

◎**貸借対照表のポイント**  
よく見られるのが、短期的な資産が固定資産の部に表示されたり、長期的な債務が流動負債の部に表示されたりする貸借対照表です。これにより流動比率が低くなってしましますが、流動比率が高いほうが金融機関に評価されます。  
◎**損益計算書のポイント**  
売上高や当期純利益も重要ですが、各利益率（売上利益率、営業利益率、経常利益率）の数値に気をつけましょう。最終の当期利益は黒字でも営業利益がマイナスでは、本業では儲かっていないということが発覚してしまいます。

◎**金融機関との関係をよくするコツ**  
企業の業績を上げ、前述のような決算書作成のポイントを意識する一方、金融機関との関係をよくしておくのもポイントです。その方法の一つとして、事業計画を作成するのはもちろん、結果についても報告しておくのがよいでしょう。決算期ごとに決算報告を行ない、なぜこの決算結果になったのか自社なりのコメントをつけて報告します。それと同時に、来期についての業績見込みや事業計画も併せて報告します。

◎**金融機関も同じです。したがって、常日頃から自社の信用性を高める努力をし、自社の状況、事業の見通しを冷静に説明できるようにすることが必要です。**